

桶川市障害者相談支援事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者に関する相談支援事業等を受託した社会福祉法人に対し、非課税契約として締結している消費税相当額に関し、桶川市障害者相談支援事業等補助金を交付することにより、委託料の不足分を補うことを目的とする。

2 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか補助金交付規程（昭和30年桶川市規則第4号）に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる委託事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者相談支援事業運営業務
- (2) 障害者虐待防止センター運営業務
- (3) 基幹相談支援センター運営業務（事務処理業務委託含む）
- (4) 緊急時相談支援事業業務
- (5) 緊急時居室確保事業業務
- (6) 障害者就労支援事業運営業務
- (7) その他障害福祉に関する業務

(補助の対象期間)

第3条 補助の対象期間は、国税通則法（昭和37年法律第66号）第70条第1項に定める更生期間を限度とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、委託料の消費税相当額に延滞税及び加算税を加算した額とする。なお、第7条の規定に基づく交付決定を行った日以前に消費税を支払うことで延滞税の額を減額できる場合は、遡及して補助対象とすることができる。

(交付方法)

第5条 補助金は、概算払いにより交付する。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の桶川市障害者相談支援事業等補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金交付の対象となる事業の目的及び内容を調査し、当該申請に係る補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し、様式第2号の桶川市障害者相談支援事業等補助金交付（不交付）決定通知書を交付するものとする。

(補助金交付請求等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたときは、様式第3号の桶川市障害者相談支援事業等補助金請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、申請者に補助金を交付する。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、障害者相談支援事業等補助金の実績について、補助金の交付を決定した日の属する年度の翌年度の4月30日までに、様式第4号の桶川市障害者相談支援事業等補助金実績報告書により、市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を精査し、補助金の額を確定したときは、様式第5号の桶川市障害者相談支援事業等補助金交付額確定通知書により、申請者に対し通知するものとする。

する。

(返還)

第 1 1 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 確定された補助金の額が第 8 条第 2 項の規定により、概算払いをうけた額に満たないとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 偽り又は不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第 1 1 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

桶川市長

所 在 地
名 称
代 表 者 名

桶川市障害者相談支援事業等補助金交付申請書

桶川市障害者相談支援事業等補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付申請額

金 円

2 内訳

別表1

別表 1

	事業名		年度	年度	年度	年度	年度
①		総事業費					
		内消費税					
②		総事業費					
		内消費税					
③		総事業費					
		内消費税					
④		総事業費					
		内消費税					
⑤		総事業費					
		内消費税					
⑥		総事業費					
		内消費税					
⑦		総事業費					
		内消費税					
	事業費 (①～⑦) 合計						
A	消費税 (①～⑦) 合計						
B	延滞税						
C	加算税						
補助申請額			A+B+C				

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

桶川市長



桶川市障害者相談支援事業等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者相談支援事業等補助金については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円

- 2 不交付理由

様式第3号（第8条関係）

桶川市障害者相談支援事業等補助金交付請求書

年 月 日

桶川市長

所 在 地

名 称

代 表 者 名

⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった桶川市障害者相談支援事業等補助金について交付を請求します。

1 交付請求額

金 円

2 振込先

様式第4号（第9条関係）

桶川市障害者相談支援事業等補助金実績報告書

年 月 日

桶川市長

所 在 地

名 称

代 表 者 名

⑩

桶川市障害者相談支援事業等補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定通知番号	第 号
対象経費	円
支払年月日	年 月 日
添付書類	納税証明書等

様式第5号（第10条関係）

桶川市障害者相談支援事業等補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、
次のとおり桶川市障害者相談支援事業等補助金の額を確定したので通知し
ます。

交付確定額 (A)	金	円
概算払交付額 (B)	金	円
返還額 (B) - (A)	金	円